



平成 19 年 5 月 23 日

各 位

東京都千代田区麹町一丁目 4 番地
松 井 証 券 株 式 会 社
代表取締役社長 松井 道夫
(東京証券取引所第一部：8628)
問合せ先：取締役 IR 室長 和里田 聡
TEL：03(5216)8650

定款の一部変更に関するお知らせ

松井証券は、平成 19 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 24 日開催予定の第 91 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしました。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社業務の現状に即し、業務内容の多様化に対応するため、変更案第 2 条第 6 号を新設し、所要の変更を行うものであります。
- (2) 「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 65 号)により「証券取引法」が「金融商品取引法」に改題されることに伴い、変更案第 2 条第 34 号において用語の変更を行うものであります。なお、用語の変更につきましては、附則により、「証券取引法等の一部を改正する法律」の施行をもって効力を発生するものとし、効力発生後、当該附則は定款より削除するものといたします。
- (3) 株主総会の開催にあたり適切な会場を確保するため、現行定款第 12 条第 2 項を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 6 月 24 日
定款変更の効力発生日 平成 19 年 6 月 24 日

以上

■ 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 (記載省略) 1.～5. (記載省略) (新 設)</p> <p>6.～32. (記載省略) 33. 前各号に掲げる業務の他、<u>証券取引法</u>その他の法律により証券会社が営むことのできる業務 34. (記載省略)</p> <p>(招集) 第12条 (記載省略) ② <u>株主総会は、東京都23区内においてこれを招集するものとする。</u> (新 設)</p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり) 1.～5. (現行どおり) 6. <u>電子情報処理組織を使用した有価証券の 売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理</u> (現行どおり) 7.～33. (現行どおり) 34. 前各号に掲げる業務の他、<u>金融商品取引法</u>その他の法律により証券会社が営むことのできる業務 35. (現行どおり)</p> <p>(招集) 第12条 (現行どおり) (削 除)</p> <p>(附則) <u>第2条第34号の変更は、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)の施行をもってその効力を発するものとする。</u> <u>なお、本附則は効力発生後削除する。</u></p>